

ID: 195

担当部署: 建設水道課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>収入超過者の家賃の徴収</p>		
<p><b>例 規 名 根 拠 条 項</b></p>	<p>村田町営住宅条例 第27条第1項</p>		
<p><b>例 規 番 号</b></p>	<p>平成9年条例第33号</p>		
<p><b>【基準】</b>                  第27条の規定による。                  (収入超過者の家賃等)                  第27条 町営住宅の収入超過者が当該町営住宅に引き続き入居しているときは、当該町営住宅の毎月の家賃は、第12条第1項の規定にかかわらず、当該収入超過者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項(第13条第1項ただし書に規定する場合にあっては、令第8条第3項において準用する同条第2項)に定めるところにより算出するものとする。                  2 第14条及び第15条の規定は、前項の家賃について準用する。</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設定年月日</b></p>	<p>令和3年4月2日</p>	<p><b>最終変更年月日</b></p>	<p>年 月 日</p>